

件名	保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含ませることに関する陳情			
提出者住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 K			
受理年月日	平成27年12月2日	受理番号	第15号	
<p>要旨</p> <p>保健所等の動物収容施設における、当該動物の殺処分に係る部分の施設見学を、義務教育課程に含ませてください。</p> <p>(理由)</p> <p>かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受入先が見つからずに殺処分され続けています。</p> <p>東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が殺処分されています。</p> <p>これは、専ら人間の勝手な行動により、元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされた挙げ句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道な行為です。</p> <p>当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所と何ら変わりません。</p> <p>収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのですが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るほどです。狭い真っ暗な金属製の箱(毒ガス室)に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しくけいれんし、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下の箱に乱暴に落下し、焼却され、粉碎された石灰の如く骨が残ります。</p> <p>これらは動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できません。</p> <p>また、近年、全国的に青少年による動物又は人間に対する残虐非道で猟奇的な虐待、傷害又は殺害等の事件が発生しています。</p> <p>幼少時から、保健所等における動物の殺処分のおぞましい実態を把握させることで、動物も含めた命の大切さを植え付け、将来、無責任な動物の飼い主にならず、又は動物若しくは人を虐待することのない、まっとうな人間へ成長することが見込まれます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				